

## 《令和3年度予算》 都市計画税の使途について

都市計画税は、地方税法第702条及び下野市都市計画税条例に基づき、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税となっています。

令和3年度の都市計画税は、これまで実施してきた土地区画整理事業や都市計画事業のために借り入れた地方債の償還金のほか、下水道事業会計負担金、仁良川地区土地区画整理事業費などの市街化区域内の整備に充当しています。

### 【都市計画税充当事業一覧】

(単位:千円)

予算科目			事業名	令和3年度 予算額	財 源 内 訳				
款	項	目			国 県 支出金	地方債	そ の 他		一般財源
							負担金・使用料・ 基金繰入金など	都市計画税 構成比 (%)	
8	2	1	市道維持管理事業	237,070		10,910	43,000	9.0	183,160
8	4	2	仁良川地区土地区画整理事業特別会計繰出金	313,066			90,000	19.0	223,066
8	4	3	下水道事業会計負担金	373,864			184,000	39.0	189,864
8	4	4	公園施設維持管理事業	136,244		3,358	57,000	12.0	75,886
12	1	1	市債元金償還費	3,061,000		1,295,066	99,000	21.0	1,666,934
合 計				4,121,244		1,309,334	473,000	100.0	2,338,910

※下水道事業会計負担金の予算額については、公共下水道事業のみを計上しています。